

市営火葬場残骨処理委託仕様書（令和８年度）

（ＳＮ１－１１）

１ 目 的

受託者は宝塚市営火葬場に収蔵する残骨灰を収集、分別、処理し、これを最終埋蔵地に運搬、納骨する。なお、残骨灰に含まれる有価物については売却可能な地金に精錬した上、全て本市に返還する。業務にあたっては関係法令等を遵守し、環境保全上支障がないよう適切に処理する。

２ 件 数

残骨件数は、約 2, 500 件（令和 8 年 1 月～12 月までの約 12 カ月間の集計に基づく概算件数）

・令和 6 年度実績

約 12 か月間 残骨袋：243 袋 運搬量：5, 265 kg

・令和 7 年度実績

約 12 か月間 残骨袋：253 袋 運搬量：6, 310 kg

３ 収集回数 1 回とする。（運搬に使用する車両は**最大 2 台**とする。）

４ 期 間

契約日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までとする。

休場日：1 月 1 日及び友引日

５ 場 所

宝塚市川面字長尾山地内 宝塚市営火葬場（保管場所：残骨機械室）

６ 業務内容

① 全般

- ・業務実施にあたっては、火葬業務に支障のないように実施すること。
- ・残骨灰は、「墓地・埋葬等に関する法律」の趣旨に基づき市民感情を考慮し、敬虔かつ丁寧に扱うこと。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に準じて処理を行い、環境衛生上支障のないようにすること。その際、本市の残骨灰以外の物が混入することのないよう十分に注意すること。
- ・契約締結後、速やかに搬出日程・処理工程・最終埋蔵先を記載した実施計画書及び作業責任者・作業従事者を記載した体制図を提出し、市の承認を受けること。
（任意様式）
- ・本業務については、その全部または大部分を第三者に委託または請け負わせ

てはならない。

- ・市が、必要があると認めたときは、実地調査（搬出・分別作業・処分先への納入・埋蔵等）することができる。
- ・その他、市職員の指示に従うこと。

② 搬出

- ・令和9年1月上旬までに宝塚市営火葬場に収蔵する残骨灰を、委託者の指示により受託者の運搬車両により搬出すること。（休業日は搬出作業不可）
- ・運搬時は、残骨灰の落下・飛散防止に配慮し、作業終了後は清掃整理を行うこと。
- ・収集、清掃に必要な物品・器材は、受託者の負担とする。

③ 保管

- ・保管場所から残骨灰が飛散、流出若しくは地下に浸透することのないよう留意すること
- ・建築物内の専用区画で保管すること
- ・周辺への悪臭の飛散防止に努めること

④ 分別・無害化处理等

- ・搬出した残骨灰は、残骨及びそれ以外の残灰等（灰、金属類等）に分別すること。
- ・残骨灰に含まれる有価物については売却可能な形状の地金に品目毎に分別して精錬したうえで、全て本市に返還すること。また有価物の返還量等については別紙1により報告することとし、精錬業者が作成した重量および純度を証明する書類を添付すること。

（令和9年3月31日までに行うこと。）

- ・金及び銀は、純度99.99%以上に、プラチナ及びパラジウムは、純度99.95%以上に精錬し、銀以外のものは、純分認証極印又はホールマークを表示すること。
- ・受託者の施設において分別処理等を行うこと。
- ・処理施設は、集塵機を備えるなど環境に配慮した施設であること。
- ・灰及び重金属等については、厚生労働省の「火葬における有害化学物質の排出実態調査及び抑制対策に関する報告書（平成22年）」の不溶化・熔融処理を参考に適正に処理すること。

⑤ 後処理・埋蔵

- ・分別された残骨は最終埋蔵地に納骨し、丁重に供養すること。

（令和9年3月31日までに行うこと。）

- ・最終埋蔵地は受託者にて選定すること。来訪者が供養可能な施設とし、関西圏（2府4県）の施設から選定すること。

- ・ダイオキシン・重金属等の試験成績書、湿式処理(外部排水不可)を行う場合には水質試験成績書等の自主管理書類を提出すること。
- ・業務終了後は、速やかに業務報告書を委託者に提出することとし、記載事項は次のとおりとする。
 - (ア) 収集日時、収集運搬量、人員
 - (イ) 処理施設の名称・所在地、処理日時、処理方法、処分量
 - (ウ) 最終埋蔵地搬入日時、埋蔵量、人員
 - (エ) 搬出から埋蔵までの各工程ごとの写真
 - (オ) 中間処理分別後の残骨・金属等の内訳、分量及び写真
(搬出量の合計と内訳の合計は一致すること。)
 - (カ) 処理過程で生じた有価物等（金・銀・プラチナ、パラジウム等）の品目別重量
 - (キ) 残灰等の分析・抽出・無害化処理にかかった経費

年度	返還された有価物の品目別重量(g)			
	金	銀	プラチナ	パラジウム
令和４年度	174.82	616.00	2.51	215.88
令和５年度	180.05	632.00	4.00	192.99
令和６年度	200.4	726.2	4.7	226.5
令和７年度	147.43	676.61	—	240.49

7. 現地確認等

宝塚市は、履行期間中に残骨灰処理等が適切に実施されていることを確認するため、受託者の処理施設及び最終埋蔵地等の現地確認を行うことができる。

また、宝塚市は必要に応じて、受託者の業務の履行に立会い、受託者の事務所等へ立入り、又は書面により報告を求めることができることとし、受託者は正当な理由がない限り、立ち入りを拒むことはできないこととする。

8. 処理対象量の補足

宝塚市営火葬場で保管中の残骨灰及び令和８年１月～１２月までに発生する残骨灰（約１２カ月分（約２，５００件分））を処理対象とする。処理対象は人体残骨灰である。火葬炉は(株)宮本工業所製であり、台車保護剤等も処理対象に含まれる。引取対価の見積もりにあたっては下記事情を考慮すること。処理対象の重量４トン以上を見込んでいるが、実際の重量を保証するものではないので留意すること。入札参加確認申請の結果「参加資格有り」とされた申請者には現地確認を認める。現地確認を行う場合は市職員と事前の日程調整の上、行う事。これらの情報を基に、入札参加申請者の責任において応

札すること。現地確認に係る交通費等は入札参加申請者の負担とし、現地では市職員の指示に従うこと。

年度	人体数（火葬件数）
令和元年度	2,102
令和2年度	2,254
令和3年度	2,451
令和4年度	2,577
令和5年度(2か月間休場)	1,944
令和6年度	2,696
令和7年度	2,624

9. その他

本仕様書、契約書等に定めのない事項については、市及び受託者双方で協議し決定する。
また業務遂行中に疑義が生じた場合も、同様とする。